

## 岩手県最賃改正「762円」を周知

連合花巻北上地協では10月3日、4日にわたり最賃改正の周知街宣行動を実施致しました。

これは今年度の岩手県地域別最低賃金が10月1日から24円増額し、時給「762円」に改正されたことを踏まえ、連合岩手として9月26日（水）～10月4日（木）までのキャンペーン実施に合わせた取り組みで、4日（木）には花巻市と北上市でそれぞれ推薦議員からのご挨拶を頂きました。

はじめに連合岩手 原 副事務局長より各都道府県の改正状況の報告「24円アップしても、全国では鹿児島に次ぐ下から2番目で、1日8時間で6096円、1カ月で23日働くと14万円、年間168万円です。税や社会保障が引かれると生活は大変だ」と強調。

2020年までに最低でも800円とし、格差を縮めるために活動していく事が話されました。



この後花巻市では照井省三市議から、北上市では八重樫善勝議員からそれぞれ労働者を取り巻く情勢と、この最低賃金を下回って雇用すると厳しい罰則規定があること等を周知頂くとともに、地協役員からはこの最低賃金周知用チラシ入りポケットティッシュを通りかかる方々に配布いたしました。

あわせて、5日と6日には「なんでも労働相談ダイヤル 0210-154-052（いこうよれんごうに）」を開設することをPR致しました。

